

日本学生支援機構奨学金(貸与・給付)の二次採用について

日本学生支援機構より奨学金二次採用の案内がありましたので、出願希望者は下記内容を確認し、期限内に滞りなく手続きを行ってください。

貸与奨学金 貸与が終了した卒業後に返還の義務あり

無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金があります。(両方希望する併用貸与の申込み可)

併用貸与を希望する場合および現在貸与中の奨学金に別種の奨学金を追加で申し込む場合は、学力・家計基準ともに併用貸与の基準を満たすことが必要です。

[貸与月額]

| (1) 第一種奨学金(無利子)の貸与月額 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|-------------------------|----------|----------|
| 最高月額(併用貸与の家計基準該当者のみ利用可) | 54,000 円 | 64,000 円 |
| 最高月額以外の月額 | 40,000 円 | 50,000 円 |
| | 30,000 円 | 40,000 円 |
| | 20,000 円 | 30,000 円 |

(2) 第二種奨学金(有利子)の貸与月額

自宅・自宅外通学の別に係らず、2万円から12万円までの間で1万円単位で希望額を選択可能

[貸与始期]

第一種奨学金:2023年10月

第二種奨学金:2023年10月～2024年3月のうち、本人の希望する月

[保証制度]

保証制度の選定が必要です。(人的保証か機関保証のいずれか) ※申込み後は原則変更できません。

人的保証の場合、連帯保証人および保証人(原則、連帯保証人とは別生計で65歳未満の4親等以内の成人親族)を選任してください。

※必ずご本人の承諾を得ておき、住民票の住所を確認しておくこと。

機関保証の場合、保証料を支払うことにより連帯保証を受ける制度で、連帯保証人・保証人の選任は不要です。保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。

給付奨学金 本学の授業料の減免も併せて受けられる修学支援制度の一環

対象となるのは、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯です。

採用になった場合、支援開始は2023年10月からとなります。

世帯の所得金額により第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ区分に分類され、区分によって給付月額や授業料の減免額も異なります。(下表参照)

毎年6月に更新される所得(住民税)情報で判定されるため、在学中(毎年10月)に支援区分が変わったり、支援対象外になる可能性があります。

貸与の第一種奨学金(無利子)と併せて受ける場合には、給付奨学金の支給を受けている期間中に同時に受けることができる第一種奨学金の貸与月額は制限されます。(私立大学の場合、支援区分がⅠまたはⅡの場合は、通学の別に係らず、第一種奨学金の貸与月額は0円になります。)

自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、生計維持者(原則父母)と別居し、学生本人の居住に係る家賃を本人または生計維持者が支払っており、日本学生支援機構が定める自宅外通学の要件に該当している必要があります。

自宅外月額の振込みは、給付奨学生採用後に、自宅外通学であることの証明書類(アパートの「賃貸借契約書」コピー等)を提出し、不備なく審査終了した後になります。

| 支援区分 | 授業料減免額 | 給付月額 | |
|------|--------------|------------------|---------|
| | 授業料 | 自宅通学 | 自宅外通学 |
| 第Ⅰ区分 | 70万円を上限として減免 | 38,300円(42,500円) | 75,800円 |
| 第Ⅱ区分 | 3分の2の金額を減免 | 25,600円(28,400円) | 50,600円 |
| 第Ⅲ区分 | 3分の1の金額を減免 | 12,800円(14,200円) | 25,300円 |

(注1) 授業料は所属学部及び一般生か学業特待生かにより異なります。

(注2) 授業料減免には、“授業料”とは別に徴収しているものは含まれません。(施設設備費等)

(注3) 生活保護(扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で、児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表の()内の金額が支給されません。

2022年分(2022年1月~2022年12月)の収入情報により家計基準の判定がされます。基準を満たすかどうかは、日本学生支援機構のホームページに掲載されています →→→ 「進学資金シミュレーター」でおおよその確認ができます。



貸与奨学金・給付奨学金 共通

[審査・選考]

奨学金の種別によって、学力・家計の基準が異なります。詳細は希望者に配付される「貸与奨学金案内」「給付奨学金案内」を確認してください。大学にて、学力基準を満たしている学生を日本学生支援機構に推薦します。日本学生支援機構にて、マイナンバー書類を基に家計の審査が行われ、奨学生の採否が決まります。

[注意事項]

奨学金は、奨学生本人名義の普通預金(通常貯金)口座に原則毎月振り込まれます。本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座は利用できません。取扱いのない金融機関(農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等)は選択できません。申込書類として、奨学金の振込先とする学生本人名義の通帳コピーの提出が必要となります。口座番号連絡書(web通帳)でも可。

[申込手順等]

出願希望者には必要書類を配付します。貸与奨学金と給付奨学金の両方を申し込むことも可能です。10月6日(金)までに学生課窓口に取りに来るか、学生課に電話で申し込んでください。書類を受け取ったら必ず確認し、下記の手順で申し込んでください。(採用時期により手続期限が異なります。)

- ①不備なく出願書類をそろえて、所属キャンパスの学生課に提出する。
- ②スカラネット入力に必要なユーザID・パスワードを受け取り、インターネットより入力する。
- ③学生本人および生計維持者(父と母双方)のマイナンバー書類*を専用封筒にて郵便局の窓口より簡易書留で郵送する。
 - * マイナンバーカードを持っている場合は、マイナンバーカードの裏面のコピー
 - マイナンバーカードを持っていない場合は、次のいずれか1点
 - ・「個人番号記載の住民票の写し」のコピーまたは原本(6か月以内の発行日・発行印のあるもの)
 - ・「個人番号記載の住民票記載事項証明書」コピーまたは原本(6か月以内の発行日・発行印のあるもの)
 - ・「通知カード」のコピー(住所・氏名等記載事項に変更があった場合は使用できません。)

| 申込スケジュール | 11月採用<初回交付日:11/10(金)> | 12月採用<初回交付日:12/11(月)> |
|-------------------|------------------------------|-------------------------------|
| ①出願書類を提出 | 9月21日(木)までに提出 郵送の場合、大学必着 | 10月18日(水)までに提出 郵送の場合、大学必着 |
| ②スカラネット入力 | 9月26日(火)までに入力 | 10月24日(火)までに入力 |
| ③マイナンバー書類を簡易書留で郵送 | 提出期限:9月30日(土) ※日本学生支援機構必着 | 提出期限:10月31日(火) ※日本学生支援機構必着 |

| | | | |
|-------------------------------------|---|-------------------|---------------|
| 【問合せ先】 白鷗大学 学生課 | | | |
| 事務窓口取扱時間: 平日 8:45~11:30 12:10~16:45 | | | |
| 経営学部・法学部 | ⇒ | 本キャンパス 本館3階 学生課 | ☎0285-20-8119 |
| 教育学部 | ⇒ | 大行寺キャンパス 本館1階 学生課 | ☎0285-26-2513 |